

判定区分Ⅳの構造物リスト(山口県内)

○ 判定区分Ⅳの施設は、緊急措置(仮受け材の設置)を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
国土交通省	徳仏橋	一般国道9号 (山口県)	1965	主桁端部のウェブ下部及び下フランジに孔食・破断が発生

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当なし				

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当なし				